

お知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金



問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等にかかる物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。対象となる人で申請が済んでいない人は、早めに申請してください。

共通事項

- ▶ **給付額** 平成16年4月2日以降に生まれた児童1人当たり一律5万円
- ▶ **申請期限** 令和5年2月28日(火)



支給対象者(次のいずれかに該当する人)

※(1)と(2)の併給はできません

(1)ひとり親世帯の人

- ①公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
※令和2年の収入額(公的年金等の受給額を含む)が、支給制限限度額を下回る人に限ります。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人
※令和4年4月分の児童扶養手当の受給者は、支給済みです。

(2)ひとり親世帯以外の人

- ①令和4年度分の住民税均等割が非課税の人
※令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者は、申請不要です(公務員を除く)。
※所得の申告をしていない人は、申告が必要です。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人と同様の事情にあると認められる人

お知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金



問い合わせ 生活福祉課臨時特別給付金担当(1階⑩番窓口) ☎985-4601

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、住民税均等割が非課税の世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援するために、1世帯当たり10万円を支給します。

※令和3年度の非課税世帯または家計急変世帯として本給付金の支給を受けた世帯は対象外です。

給付対象世帯

- ①住民税非課税世帯
基準日(令和4年6月1日)において、日高市に住居登録があり、新たに世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税になった世帯
- ②家計急変世帯
申請時点において日高市に住居登録があり、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、令和4年度住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

給付額 1世帯当たり10万円

給付方法

- ①住民税非課税世帯
対象世帯には、7月上旬に確認書を送付します。
※令和3年12月11日以降に転入した人がいる世帯は、申請が必要です。
- ②家計急変世帯
申請が必要です。収入が分かる書類等を添付してください。
※①②いずれも住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。
※①②の両方に該当しても、1世帯10万円のみです。